

鹿角市公告第35号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告し、当該経営管理権集積計画を縦覧に供する。

令和7年3月14日

鹿角市長 関



一 経営管理権集積計画の対象森林

- ・別紙一覧のとおり

二 縦覧場所

- ・鹿角市役所産業部農地林務課
- ・鹿角市のホームページ

三 本公告により、鹿角市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。